

平成 28 年 11 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 28 年 11 月 30 日(水曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 15 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞広 誠也	
4 番 川田 忠宏	5 番 西村 茂	6 番 岩宗 勇次
7 番 清藤 紀嘉	8 番 高松 敏子	9 番 上杉 卓朗
10 番 門脇 久仁彦	11 番 今村 栄光	12 番 山中 成哲
13 番 岡村 博	14 番 白石 裕二	15 番 西笛 勤
	17 番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 1 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記代理	小松 司沙

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 55）

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 2 件

議案第 3 号 非農地証明願

議案第 4 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 ただいまから 1 1 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名であります。欠席者は 1 名です。出席委員 15 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は吉永まり子委員と貞広誠也委員にお願いします。

議 長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 5 5）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 1 件の利用権設定の案件が出ています。受付番号 5 5 番ですが、大字西分字立耳甲 5884 番、甲 5885 番、甲 5886 番で地目は田、面積は 3,601 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。所有権移転で売買対価は 4,364,000 円で、移転時期は平成 28 年 12 月 22 日です。場所については別紙図面のとおりです。

説明しました 1 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 1 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することになります。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 2 件について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について説明いた

します。受付番号16 土地の所在は和食字正路ヶ芝甲1675番2、地目は田で現況も田で転用面積は324㎡、譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、一般住宅を建設とのことです。申請地の南と西農地ですが北や東は宅地や道路に囲まれ生産性の低い農地であります。また、農地区分はごめん・奈半利線と和食駅から北東へ概ね500mに位置していることから第2種農地と判断します。昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号17 土地の所在は和食字端ノ本甲304番他1、甲304番4、地目は田で現況も田で転用面積は357㎡、譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇さんです。転用目的は一般住宅を建設とのことです。申請地の東は農地ですが、南北は道路で西は宅地に囲まれた農地であります。また、農地区分はごめん・奈半利線と和食駅から北へ150mに位置していることから第3種農地と判断します。昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

貞広委員 受付番号16と17については隣接農地所有者から同意も得ているということで転用することに問題はありません。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請の2件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請2件については、許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 非農地証明願の2件について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第3号議案 非農地証明願の2件について説明いたします。受付番号7番は、申請人は〇〇さんです。申請地は西分字一番沢乙1351番、地目は台帳・

畑、現況・原野で面積は 1,026 ㎡です。申請理由は平成 7 年月日不詳より、水もなく耕作に不便であったため耕作放棄地となり、現在は原野になっているとのことです。受付番号 8 番は、申請人は〇〇さんです。申請地は西分字一番沢乙 1352 番、地目は台帳・畑、現況・原野で面積は 980 ㎡です。申請理由は平成 7 年月日不詳より、水もなく耕作に不便であったため耕作放棄地となり、現在は原野になっているとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

清籐委員 昨日 29 日に、吉永会長、松本委員、白石委員、事務局で現場を確認致しました。申請地は旧イオン製菓の村道終点から西に 150m 程にあります。長年に亘り、耕作していないので雑草が生え原野状態になっています。

議 長 関係地区委員さんの報告が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 3 号議案 非農地証明願の 2 件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 3 号議案 非農地証明願の 2 件については、許可いたします。

議 長 続きまして第 4 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 11 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

吉永 まり子

議事録署名委員

貞広 誠也